

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

御殿場市環境部上水道課より大切なお知らせ

**令和元年10月1日より
指定給水装置工事事業者は
5年ごとの更新が必要になります**

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されます。

- 指定の有効期間が従来の無制限から**5年間**となります。
※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	改正法施行日の前日から1年: <u>R2.9.29</u> まで
H11.4.1～H15.3.31	2年: <u>R3.9.29</u> まで
H15.4.1～H19.3.31	3年: <u>R4.9.29</u> まで
H19.4.1～H25.3.31	4年: <u>R5.9.29</u> まで
H25.4.1～R 1.9.30	5年: <u>R6.9.29</u> まで

更新については、対象となる指定給水装置事業者様宛に、文書郵送にて通知をします。なお、郵便の不着や未更新の方への再通知は致しません。

●指定更新の要件は水道法第25条の3(指定の基準)を準用し、下記の確認を行います。

- ① 給水装置主任技術者の選任
- ② 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③ 水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者
※法令第25条の3及び省令第20条に準拠

—更新申請に必要な書類—

※省令第18条に準拠

- ・様式第一号及び第二号
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類

◇更新申請についてのお問い合わせは
環境部上水道課 TEL: 0550-82-4602